

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 5

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 ホワイト&ケース法律事務所
弁護士 朝山 志乃

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館26階

【報告義務発生日】 2025年7月15日

【提出日】 2025年7月23日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株式等保有割合の1%以上の減少

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アルバック
証券コード	6728
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（アメリカ合衆国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・エルピー (Taiyo Pacific Partners L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャロリンポイント 5300
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2007年9月7日
代表者氏名	代表者 クリスティーン・ワタナベ
代表者役職	COO
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ホワイト＆ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
電話番号	03-6384-3300

（２）【保有目的】

純投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと。

（３）【重要提案行為等】

重要提案行為等を行う可能性がある。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			2,949,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 2,949,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		2,949,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年7月15日現在）	V	49,355,938
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		5.98
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		7.18

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年5月19日	普通株式	12,500	0.03	市場内	処分	
2025年5月20日	普通株式	11,200	0.02	市場内	処分	
2025年5月21日	普通株式	20,800	0.04	市場内	処分	
2025年5月22日	普通株式	42,900	0.09	市場内	処分	
2025年5月23日	普通株式	25,600	0.05	市場内	処分	
2025年5月26日	普通株式	15,700	0.03	市場内	処分	

2025年5月27日	普通株式	7,000	0.01	市場内	処分	
2025年5月28日	普通株式	7,200	0.01	市場内	処分	
2025年5月29日	普通株式	7,100	0.01	市場内	処分	
2025年6月3日	普通株式	8,400	0.02	市場内	処分	
2025年6月4日	普通株式	9,300	0.02	市場内	処分	
2025年6月5日	普通株式	28,000	0.06	市場内	処分	
2025年6月6日	普通株式	40,500	0.08	市場内	処分	
2025年6月9日	普通株式	20,900	0.04	市場内	処分	
2025年6月10日	普通株式	27,700	0.06	市場内	処分	
2025年6月11日	普通株式	34,400	0.07	市場内	処分	
2025年6月11日	普通株式	18,800	0.04	市場外	処分	5139.08
2025年6月12日	普通株式	24,000	0.05	市場内	処分	
2025年6月13日	普通株式	12,200	0.02	市場内	処分	
2025年6月16日	普通株式	34,700	0.07	市場内	処分	
2025年6月17日	普通株式	51,700	0.10	市場内	処分	
2025年6月18日	普通株式	31,000	0.06	市場内	処分	
2025年6月19日	普通株式	9,000	0.02	市場内	処分	
2025年6月20日	普通株式	28,000	0.06	市場内	処分	
2025年6月23日	普通株式	66,100	0.13	市場内	処分	
2025年6月24日	普通株式	26,700	0.05	市場内	処分	
2025年6月25日	普通株式	24,300	0.05	市場内	処分	
2025年6月26日	普通株式	58,000	0.12	市場内	処分	
2025年7月2日	普通株式	40,000	0.08	市場内	処分	
2025年7月3日	普通株式	97,400	0.20	市場内	処分	
2025年7月4日	普通株式	17,000	0.03	市場内	処分	
2025年7月7日	普通株式	58,300	0.12	市場内	処分	
2025年7月8日	普通株式	55,300	0.11	市場内	処分	
2025年7月9日	普通株式	55,600	0.11	市場内	処分	
2025年7月10日	普通株式	34,000	0.07	市場内	処分	
2025年7月11日	普通株式	41,700	0.08	市場内	処分	
2025年7月11日	普通株式	300	0.00	市場外	処分	5392.5
2025年7月14日	普通株式	77,000	0.16	市場内	処分	
2025年7月15日	普通株式	119,800	0.24	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

- ・当該株券は、顧客との間の投資一任契約（再委任を含む）に基づく保有である。
- ・提出者 1 及び提出者 2 は、当該株券等を共同して取得する旨の合意をしている。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	12,044,778
上記 (Y) の内訳	出資者及び顧客の資金
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	12,044,778

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

2 【提出者 (大量保有者) / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	B a k u株式会社
住所又は本店所在地	京都市山科区柳辻東浦町7-5 清涼ビル4F
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2024年4月2日
代表者氏名	中谷 優仁
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
---------------	----------------------------

電話番号	03-6384-3300
------	--------------

(2) 【保有目的】
純投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと。

(3) 【重要提案行為等】
重要提案行為等を行う可能性がある。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】			
【保有株券等の数】			
	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	130,900		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 130,900	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 130,900		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】	
発行済株式等総数（株・口） （2025年7月15日現在）	V 49,355,938
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / （U+V） × 100 ）	0.27
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	0.27

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

- ・提出者 1 及び提出者 2 は、当該株券等を共同して取得する旨の合意をしている。
- ・提出者 2 は、合同会社Yamauchi-No.10Family Officeが株式会社三井住友銀行との間で締結した 2 0 2 5 年 5 月 1 2 日付金銭消費貸借契約に基づき、合同会社Yamauchi-No.10Family Officeが株式会社三井住友銀行に対して現在及び将来負担する一切の債務の担保として、2 0 2 5 年 5 月 1 2 日付で株式会社三井住友銀行との間で根担保契約を締結し、発行会社普通株式 130,900株を担保提供している。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	806,401
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	806,401

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

第 3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第 4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・エルピー (Taiyo Pacific Partners L.P.)
- (2) B a k u株式会社

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	130,900		2,949,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I

対象有価証券カバードワラント	C		J			
株券預託証券						
株券関連預託証券	D		K			
株券信託受益証券						
株券関連信託受益証券	E		L			
対象有価証券償還社債	F		M			
他社株等転換株券	G		N			
合計（株・口）	O	130,900	P	Q	2,949,000	
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R					
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S					
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T					3,079,900
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U					

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年7月15日現在）	V	49,355,938
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		6.24
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		7.45

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・ エルピー(Taiyo Pacific Partners L.P.)	2,949,000	5.98
B a k u 株式会社	130,900	0.27
合計	3,079,900	6.24